

田辺市介護保険住宅改修費受領委任払いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下これらを「住宅改修費」と総称する。）の支給に係る受領委任払いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者 本市の介護保険被保険者の資格を有し、かつ、法第41条第1項本文に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項本文に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 事業者 住宅改修（法第45条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を行う者をいう。
- (3) 受領委任払い 住宅改修費の支給を受ける被保険者が、当該住宅改修費の受領等を事業者に委任した場合において、市が事業者に対して当該住宅改修費を支払うことをいう。
- (4) 利用者 受領委任払い制度を利用して住宅改修を実施する被保険者をいう。
- (5) 登録事業者 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者（受領委任払いにより住宅改修費を代理受領できる事業者）として本市の登録（以下「登録」という。）を受けた事業者をいう。
- (6) 基準年度 法第117条の規定により本市が策定する介護保険事業計画における計画期間の初年度をいう。

(受領委任払いを行わない場合)

第3条 市長は、法第66条から第69条までの規定により保険給付の支払方法の変更又は一時差止め等を受けている被保険者に係る住宅改修費の支給については、受領委任払いを行わないものとする。

(受領委任払いによる住宅改修の実施)

第4条 被保険者が受領委任払いにより住宅改修をしようとするときは、自らの居宅サービス計画又は居宅介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員（居宅サービス計画又は居宅介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員の届出を行っていない場合にあつては、当該住宅改修に係る理由書の作成を依頼する介護支援専門員）（以下「専門員」という。）にその旨を申し出るとともに、登録事業者に対し、介護保険被保険者証を提示し、及び支給の申請に必要な書類を提出することにより受領委任払いに係る申込み行うものとする。

2 前項の申込みをされた登録事業者は、介護保険被保険者証及び必要書類の記載内容等を確認し、正当な理由がない限りその申込みを受け、当該住宅改修に係る理由書を作成する専門員と連携を取り、当該住宅改修及び受領委任払いの手続を行うものとする。

(事前承認の申請)

第5条 利用者は、当該住宅改修の着工前に、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認申請書（受領委任払い用）（様式第10号の3）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 専門員が作成した住宅改修が必要と認められる理由書
- (2) 住宅改修に伴い見込まれる工事費見積書（受領委任払い用）（様式第10号の5）
- (3) 住宅改修を行う予定箇所が確認できる平面図
- (4) 住宅改修を行う予定箇所の日付入りの写真
- (5) 工事を行う住宅の所有者が利用者でない場合にあつては、当該住宅の所有者の承諾書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請を受けた後、当該住宅改修の承認を決定したときは、当該利用者にその旨を介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認承認通知書（受領委任払い用）により通知するものとする。

(承認の取消し)

第6条 市長は、前条第2項に規定する承認（以下「承認」という。）の決定後において、当該住宅改修工事完了までの間に、利用者が被保険者でなくなったときは、当該承認を取り消すものとする。

2 市長は、前条の承認をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、法第66条から第69条までの規定による保険給付の支払方法の変更又は一時差止め等を、新たに受けることになったとき。
- (2) 承認のために提出された書類に偽りその他不正の記載があつたとき。
- (3) 適切な住宅改修の施工を見込むことができないと市長が認めたとき。

(支給申請等)

第7条 承認を受けた利用者が受領委任払いにより住宅改修費の支払を受けようとするときは、当該住宅改修工事完了後に、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）（様式第10号の4）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住宅改修費受領委任払いに係る委任状（様式第10号の6）
- (2) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認承認通知書（受領委任払い用）の写し
- (3) 利用者が負担した当該住宅改修に要した費用に係る領収書
- (4) 当該住宅改修の工事費内訳書（受領委任払い用）（様式第10号の7）
- (5) 当該住宅改修の施工箇所が確認できる平面図
- (6) 当該住宅改修工事完了後の写真（日付の入ったもの）

(支給の決定等)

第8条 市長は、前条の申請を受け、当該住宅改修費の支給を決定したときは、当該利用者にその旨を介護保険支給決定通知により通知するとともに、当該住宅改修費を当該登録事業者を支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、当該利用者に対し住宅改修費の支給があったものとみなす。

(支給実績の開示)

第9条 市長は、利用者から当該住宅改修費に係る支払実績について開示の請求がなされた場合については、それを開示するものとする。

(返還)

第10条 市長は、利用者又は登録事業者が偽りその他不正の手段により住宅改修費を受領したときは、当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(登録の要件)

第11条 登録を受けようとする事業者は、次の要件を備えなければならない。

- (1) 納税義務を履行していること。
- (2) この要綱に基づく適切な住宅改修を行うこと。
- (3) 各種法令等を遵守すること。

(登録の申請)

第12条 登録を受けようとする事業者は、田辺市介護保険住宅改修費等受領委任払い登録申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 田辺市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る取扱誓約書
- (2) 納税証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 建設業法に基づく許可を受けていることを証する証明書の写し又は、工事請負基本契約等により、建設業法に基づく許可を受けている事業者に工事を施工させる事業者については、工事請負基本契約書等の写し、施工事業者の建設業法に基づく許可を受けていることを証する証明書の写し及び事業者に所属する福祉住環境コーディネーター2級以上の検定試験に合格している者の氏名及び証明書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(登録の通知等)

第13条 市長は、前条の規定による申請を受け、審査の結果適当と認めた場合は、当該事業者を登録し、当該事業者にその旨を介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録通知書により通知するものとする。

2 登録の有効期間は、基準年度の開始日から3年間（当該期間中において追加して登録をされた事業者にあつては、登録をされた日から当該登録期間が終わる日まで）とする。

(登録の解除)

第14条 市長は、登録事業者が、その登録期間中において第11条に規定する要件を満たさないと認めた場合は、直ちに登録を解除し、その事実があった後3年間、登録をしないことができる。

(変更の届出)

第15条 登録事業者は、名称、所在地その他登録時における申請書の記載事項に変更があったとき、又は住宅改修費の受領委任払いの業務を廃止し、若しくは休止をするときは、速やかに田辺市介護保険住宅改修費等受領委任払い登録（変更・休止・廃止）届出書により市長に届け出なければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。